

北海道における 新型コロナウイルス感染症対策に関する検証 中間取りまとめ（R2.9）について

中間取りまとめ(概要)

- ▶ 令和2年9月、有識者会議における議論を踏まえ、道がそれまでに実施してきた新型コロナウイルス感染症にかかる一連の対応に関する取組の妥当性と今後に向けた課題について、道として、その時点における検証結果を取りまとめ
(検証の期間：令和2年1月下旬～7月末)

<検証のポイント>

(第1波への対応)

- 道独自の緊急事態宣言の発出
- 道独自の学校の一斉休業要請
- 検査体制・医療提供体制の整備
- 市町村との連携
- 道民への情報発信

(第2波への対応)

- 国の緊急事態宣言の発令
 - ・ 札幌市との緊急共同宣言
 - ・ 北海道における緊急事態措置
- 学校の臨時休業
- 検査体制・医療提供体制の整備、
集団感染への対応
- 市町村との連携
- 道民への情報発信
- 専門会議の設置

(経済への影響と対策について)

- 道内経済への影響
- 緊急対策の展開
- 経済分野における主な事業の概要と実績

中間取りまとめ～課題と対応方向(抜粋)～

(1) 感染まん延防止対策

○感染拡大の兆候の早期発見	<ul style="list-style-type: none">・ 季節性インフルエンザの流行を見据え、より多くの発熱患者に対する適切な診療体制を整備・ 多様な検査手法の周知や検査機器整備に係る補助事業の活用等により検査体制を一層強化
○機動的な感染拡大の防止	<ul style="list-style-type: none">・ 積極的な外部委託や任期付き職員の積極的な活用、ICTの活用など保健所の体制整備や業務効率化を一層推進・ 道と保健所設置市等との連携とともに感染症対策の専門家による指導や「北海道感染症広域支援チーム」の派遣など、機動的な感染拡大の防止に向けた取組を一層推進
○医療提供体制等の確保及び 集団感染への対応	<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関や社会福祉施設等のニーズ等を踏まえた感染防護具やマスクなど衛生用品の必要量の確保と迅速な提供・ 医療機関や社会福祉施設等で集団感染が発生した際の「北海道感染症広域支援チーム」の派遣など、速やかで適切な支援体制の強化
○地域の実情に応じた対策の 実施	<ul style="list-style-type: none">・ 医療提供体制等の負荷、監視体制、感染状況のモニタリングを行い、道ホームページで公表・ 知事による注意喚起に加え、振興局による地域の実情を踏まえた注意喚起の実施
○感染者情報の公表のあり方	<ul style="list-style-type: none">・ 感染拡大防止対策の推進、個人情報保護、積極的疫学調査等の保健所活動への影響等も踏まえ、市町村と十分に協議を重ね、道としての対応を整理

中間取りまとめ～課題と対応方向(抜粋)～

(2) 社会経済への影響対策

○中小・小規模事業者をはじめとした企業の事業継続に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・感染症対策に積極的に取り組む事業者に対する専門家の派遣や設備・備品購入、新たな販路開拓等への支援を充実・仮に休業要請が必要となる場合には、国への要請も含め、支援策と合わせて検討・準備を実施
○雇用の維持・確保と就業支援	<ul style="list-style-type: none">・雇用の維持に向け国や道の支援策の活用促進に取り組むほか、経済団体等に対し新規学卒者等の就職活動に対する柔軟な対応を働きかけ・非正規雇用労働者等を対象にした研修実施や離職者向けの相談体制の強化、新規学卒者の就職のサポート
○観光振興に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・「GoToトラベル」による道内旅行の促進を図るプロモーションを行うとともに、終了後の冬季における観光需要の落ち込み緩和のため、道内旅行商品の割引に対して支援・交通事業者や観光事業者と連携し、北海道の魅力を国内外へ発信する「HOKKAIDO LOVE」の取組を推進
○「新北海道スタイル」の浸透	<ul style="list-style-type: none">・新北海道スタイルの浸透、定着に向け、ホームページやチラシなどを活用した普及啓発やステッカー配布、商工団体等と連携した事業所への巡回訪問等を実施・感染拡大防止と事業継続を両立する新たな取組の創出や新しいビジネススタイルへの変化を促進

中間取りまとめ～課題と対応方向(抜粋)～

(3) 教育への対応

○学校休業への備え	・ 文科省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(令和2年8月改訂)」の市町村教育委員会及び保護者との情報共有
○学校運営の質的改善	・ 学習指導員やスクールサポートスタッフ等の人的支援、感染症対策と学習の保障の両立に向けた保健衛生用品や家庭学習用教材などの物的支援を実施 ・ 児童生徒の心のケアに向けて、きめ細かな教育相談を実施できる校内体制の整備やスクールカウンセラーの派遣、SNSを活用した相談等の実施、感染者等への偏見・差別の防止に向けた適切な指導助言の実施

(4) 実効性ある政策推進

○正しい知識の普及啓発と差別・偏見の防止	・ 感染者、医療従事者、その家族等に対する誹謗中傷等の人権侵害が行われることのないよう普及啓発に取り組むとともに、感染症に起因する人権侵害に関する相談窓口を設置
○市町村との連携等	・ 道内の感染状況をはじめ、道対策本部の決定事項等の概要を市町村等に情報提供するなど、これまで以上に市町村との連携と情報共有を図りながら、効果的な施策を推進
○政策形成過程の透明性確保	・ 重要な政策決定に係る幹部打合せは、将来の政策形成等に寄与するため、日時や主な出席者、発言などを記録・保存し、必要に応じて開示するなど、政策形成過程の透明性を確保
○政策推進における実効性確保	・ 道の緊急対策として実施する事業等について、進捗状況や実績などを定期的に把握、点検し、事業の進め方の改善やより効果的な対策を実施 ・ 今後の感染症対策に当たっては、感染症法等の関係法令の動向を踏まえつつ、市町村との連携や政策決定の手続きなど、推進状況について不断の検証を行いながら、実効性ある政策を適時適切に推進

